

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 人口構造

八雲町の人口は、1960 年の 35,160 人から減少を続けており、1980 年にいったん下げ止まったものの、1985 年以降は再び減少に転じ、2016 年の人口は 17,342 人、2020 年の人口は 15,826 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所による 2020 年以降の人口推計では今後も人口は一貫して減少を続け、2030 年には 1 万 4 千人を下回り、2045 年には 1 万人を下回るまで減少する見通しとなっている。(出典：国勢調査(2020 年)、社人研推計値(2020 年以降))

② 産業構造

八雲町は農林漁業を基幹産業とし、そこに商工業が立脚する産業構造となっており、農業は北海道近代酪農発祥の地として北海道南部随一の規模を有し、農業生産額約 91 億円(2024 年、以下漁獲額等同年数値引用)のうち乳用牛が約 53 億円と 6 割を占めている。そのほか、水稻、軟白ねぎなどの野菜類や花卉等の複合経営が営まれている。林業についても北海道南部で 1 位を誇る規模を有し、森林面積約 77,245ha は、町全体面積 95,608ha の約 81%を占める。

漁業は太平洋側の噴火湾で行われているホタテ養殖漁業が 7 割を占め、サケ、カレイ類などを含め漁獲額約 61 億円となっている。

商業は近年の大型店の進出や後継者不足などにより、中心市街地における小売業が減少傾向にある。また、工業は農業・水産業に関連した食品製造業が中心となっており、製造品出荷額 259 億円(2021 年)の約 9 割以上を占めている。主要な事業所は水産加工業、食肉処理加工業、木材製造業、船舶製造業などである。

以上のとおり、1 次産業を基幹産業として、2・3 次産業が立脚するバランスの良い産業構造が八雲町の特徴である。

(出典：統計八雲(2024 年))

③ 商工業者数の減少と高齢化

八雲町における産業別事業所数に対する商工業事業所数の割合は約 88%(2021 年)となっている。また、商工業事業所数は 2016 年で 851 件、2021 年で 808 件(八雲商工会調べ)となっており、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者数が減少している。

商工業者数の減少とともに、年々経営者の高齢化が進んでおり、今後 10 年程度で相当数の経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。また、後継者のいない事業所が多く、中心市街地の空洞化対策や事業承継が課題となっている。(八

雲商工会調べ)

(出典：統計八雲（2024 年）、経営発達支援計画（2021 年）)

④ 設備の老朽化

八雲町内の各事業者が保有する設備の老朽化が進んでおり、八雲町の基幹産業である農林漁業について、農業は 1960 年代から発展し、酪農の多頭化飼養による経営規模の拡大と農作業の合理化、省力化のための牛舎等の施設や機械の導入が図られたが、整備から約 60 年が経過し施設、設備等の老朽化が著しい。

また、近年、搾乳ロボットや自動給餌機など高性能機器を導入し、省労力化を図りながら規模拡大を実現する経営スタイルの構築に向けた設備導入のニーズがあるが、導入できているのは一部のみにとどまっている。

林業においては、1970 年代から発展し、行政主体による林道の整備や、素材生産施設の設備導入が図られているが、設備整備においては、1970 年代の大規模整備から約 50 年が経過している設備もあり、老朽化が進んでいる。

漁業においては、町内漁獲額の約 7 割を占めるホタテ養殖漁業が 1980 年代から籠養殖から耳吊り養殖へと養殖方法が転換し、それに伴い、量産化を可能とする耳吊り機や貝洗浄機等の養殖機器類の導入が図られたが、整備から約 40 年が経過し設備の老朽化が進んでいる。また、近年、貝に付着するザラボヤの大量発生により、貝を洗浄する作業体制及び設備整理の新たなコストが生じる課題がある。

商工業においても、今後、少子高齢化や人手不足への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるために、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

⑤ 町内産業における課題

八雲町のバランスの良い産業構造が収益に結びついていない状況である。将来人口の予測ではこのまま一貫して人口の減少と高齢化が進み、現状のままであれば域内消費の低下とそれに伴う商工業者の廃業が増え、空き店舗の増加による商店街としての機能が低下することや、農林水産業及び加工業においても労働者の高齢化と慢性的な人手不足状態により、廃業の増加や工場等の維持がままならないことが予想されるため、新規または既存の設備や製造技術、販売力がより充実したものとなり収益に結びつくように、行政並びに商工会、関連団体等と連携した支援策が必要である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、道内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、道南地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

八雲町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言えず、また、幅広い中小企業者等を対象とした総合的な産業振興支援を目指していることから、特定の設備に限定するべきではなく、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

八雲町の産業構造においては、特定の地域に産業が偏在しているとは言えず、また、幅広い中小企業者等を対象とした総合的な産業振興支援を目指していることから、特定の地域に限定するべきではなく、八雲町全域において生産性を向上させる機会が必要なため、町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

八雲町の産業構造においては、特定の業種に産業が偏在しているとは言えず、また、幅広い中小企業者等を対象とした総合的な産業振興支援を目指していることから、特定の業種に限定するべきではないため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月8日～令和9年6月7日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。